

## 調理業務従事証明書作成時の注意事項

- 1 調理業務従事証明書は証明者が記入するもので、受験者は記入・訂正することができません。
- 2 証明者は、試験実施要領 3(2)アの給食施設の施設長または 3(2)イの飲食店等の代表者です。  
従事の証明は、実施要領 3(2)アに該当する場合は、食品衛生法第 57 条第 1 項の規定による営業の届出者による証明が必要です。  
実施要領 3(2)イに該当する場合は営業許可を受けている営業者が行い、印鑑登録している印鑑で押印してください。
- 3 令和 4 年度調理師試験実施要領に記載されている受験資格をご確認いただいたうえで、調理業務従事証明書を作成してください。
- 4 記入する際は黒のボールペン（消えるボールペンは不可）を使用してください。（調理業務従事証明書の用紙に印字してもよい。）
- 5 修正液および捨て印による訂正は認められません。訂正する場合は訂正箇所にも二重線を引き、その上に証明印と同じ印鑑を押印してください。
- 6 調理業務従事証明書の内容に疑義がある場合は、証明者等に直接確認することがあります。また、調理業務従事の事実を確認できる追加資料および証明書等の提出を求めることがあります。
- 7 提出書類の内容が事実と異なることが判明した場合は、受験者の受験資格や合格を取り消すほか、証明者も刑法の規定により処罰されることがあります。
- 8 調理業務従事経験の 2 年以上とは、本証明書の証明日時点において、満 2 年以上必要です。
- 9 異なる期間に 2 か所以上の施設（支店等を含む。）で調理業務に従事した場合は、施設ごとに調理業務従事証明書が必要です。（「調理業務従事証明書」を必要枚数コピーまたはホームページから印刷して使用してください。）
- 10 正規職員以外（パート・アルバイト・役員等）であっても、週 3 日以上かつ 1 週間の勤務（実働）時間の合計が 24 時間以上を原則とし、反復継続的に調理業務に従事している場合は、職歴として認められます。
- 11 接客業務や配達業務、魚介類販売業で販売のみ等の場合は、職歴として認められません。
- 12 高校在学期間中の従事期間は、職歴として認められません。（定時制・通信制の場合は認められます。）
- 13 調理業務の内容は調理内容が分かるように具体的に記入してください。  
(例) にぎる・ゆでる・切る・焼く・炊く・むく・いる・蒸す・おろす・炒める・味付ける・混ぜる・揚げる・盛り付ける・こねる・煮る  
※ 上述の具体的な作業のうち、反復継続的に 3 つ以上を行っていない場合は、受験資格を認めません。
- 14 給食施設の開設年月日とは、寄宿舎、学校等の施設で多人数に対して食品を供与する施設としての開設年月日（給食開始年月日）をいいます。

15 給食施設に従事している場合は1日何回合計で何食分を提供しているかを記載してください。

(例) ・ 1日50食以上の場合の記入例

朝19食 昼19食 夕19食を提供している場合

提供回数 1日 3回 提供食数 1日平均 57食

・ 1回20食以上の場合の記入例

朝5食 昼25食 夕5食を提供している場合

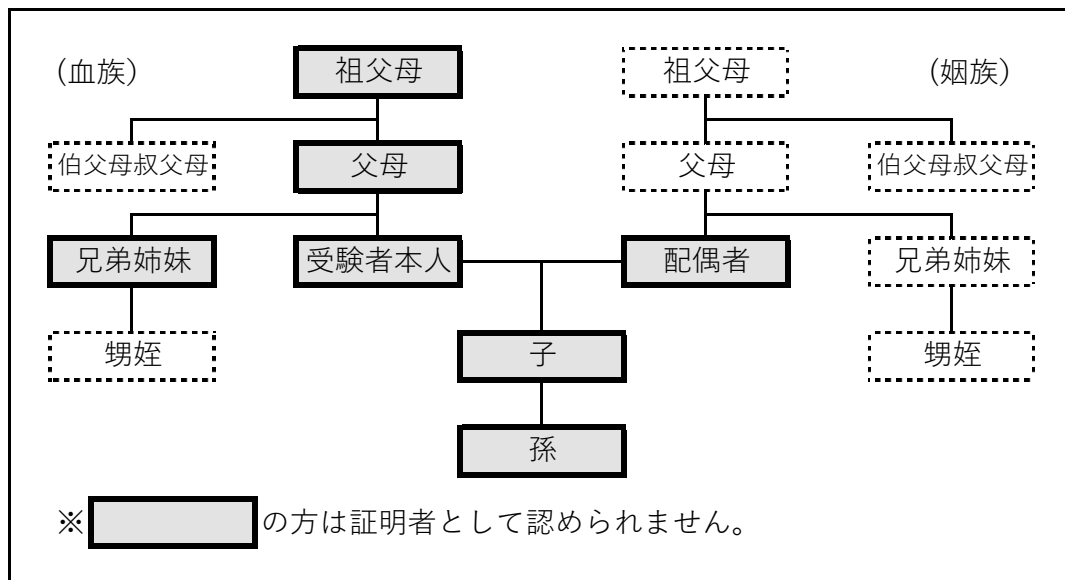
提供回数 1日 1回 提供食数 1日平均 25食

16 原則として法人または施設の代表者による証明が必要となります。

ただし、業務を委託している場合は、受験者の雇用主(受託者)が証明者となります。

また、次の場合は第三者(同業種の施設の代表者(以下「同業種証明者」という。))または食品衛生協会等調理に関する所属団体の長)による証明が必要です。

- (1) 施設長が受験者本人、配偶者もしくは二親等以内の血族の関係にある場合(次の図を参照)
- (2) 勤務していた店舗や施設が廃業になり、証明が得られない場合
- (3) 第三者による証明のうち同業種証明者が廃業している場合



※ 同業種証明者は、受験者の従事期間に営業していることが必要です。

※ 証明できる者がいない場合は、改めて調理の業務に従事する必要があります。

17 次の(1)~(6)場合は、その施設の営業許可証の写し(コピー)の提出が必要です。営業許可証の写しは、許可年月日(受験者が従事していた期間を満たすもの)、施設名、施設住所、許可保健所、許可番号、申請者のわかる面を提出してください。

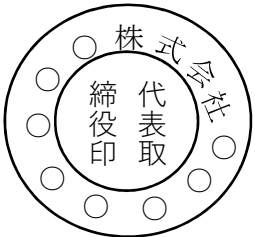
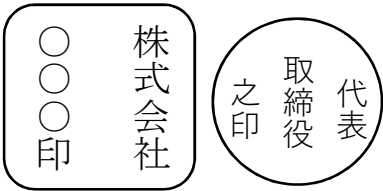
- (1) 県外の施設の場合。
- (2) 那覇市の施設で、那覇市保健所以外の保健所に提出する場合。
- (3) 那覇市以外の沖縄県内の施設で、那覇市保健所に提出する場合。
- (4) 同業種証明者の施設が県外の場合。
- (5) 同業種証明者の施設が那覇市の施設で、那覇市保健所以外の保健所に提出する場合。
- (6) 同業種証明者の施設が那覇市以外の沖縄県内の施設で、那覇市保健所に提出する場合。


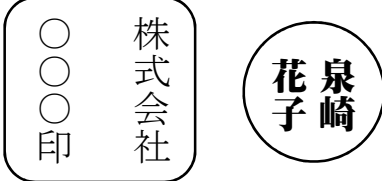
## <証明者の印について>

- 1 印鑑証明を添付する場合は、提出前3か月以内に交付された印鑑証明書が必要です。
- 2 個人が証明する場合（個人事業主等が証明する場合）  
市区町村に登録されている実印を押印し、必ず印鑑登録証明書を添付してください。  
(例) 個人経営の飲食店営業許可施設、個人病院、無認可保育園、老人ホーム
- 3 法人代表者が証明する場合（代表取締役社長等または所属団体の長が証明する場合）  
法人名と役職名の入った職印または登記された印鑑を押印してください。  
職印ではなく、個人名等の登記された印鑑を用いる場合には、登記印であることを確認できるよう必ず印鑑証明書を添付してください。  
なお、社印、学校印、組合印等のみでの証明は認められません。  
(例) 株式会社、有限会社、学校法人、医療法人、社会福祉法人および私立の幼稚園・小中学校  
※ 何らかの理由(本社が遠隔地になる等)により職印が使用できない場合は法人印と代表取締役または理事長もしくは支店等責任者の私印による証明も可能としますが、その場合は当該証明者の役職名および氏名を明記し、上記「個人が証明する場合」と同様の証明者の印鑑証明書を添付してください。
- 4 勤務先施設の長が証明する場合（学校長等が証明する場合）  
施設名と役職名の入った印鑑を押印してください。社印、学校印、組合印等のみでの証明は認められません。  
(例) 学校等(公立)、公立の病院、国および地方公共団体機関
- 5 業務を委託している場合は、受験者の雇用主（営業許可を受けている営業者である受託者）が証明者となります。  
(例) 病院、診療所、保育園、高齢者福祉施設など
- 6 第三者（同業種証明者または調理に関する所属団体の長）による証明の場合
  - (1) 同業種証明者の場合  
上述「2 個人が証明する場合」および「3 法人代表者が証明する場合」と同様です。
  - (2) 調理に関する所属団体の長の場合  
施設名と役職名の入った印鑑を押印してください。

## 【認められる印の例】

### ＜ 3 法人の代表者が証明する場合＞

印鑑証明が不用な場合	
	
法人名と役職名の入った職印	役職印が役職名のみの場合は、社印、学校印、組合印等を併せて押印してください。

印鑑証明が必要な場合	
	
登記された印鑑を用いる場合には、必ず印鑑証明書を添付してください。	何らかの理由(本社が遠隔地になる等)により職印が使用できない場合は、「法人印」と「代表取締役または理事長もしくは支店等責任者の私印」による証明も可能としますが、その場合は当該証明者の役職名および氏名を明記し、上記「個人が証明する場合」と同様の証明者個人の印鑑証明書を添付したうえで、証明者の住所欄は証明者個人の印鑑証明書と一致させてください。

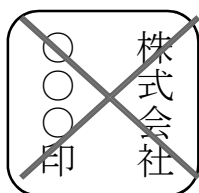


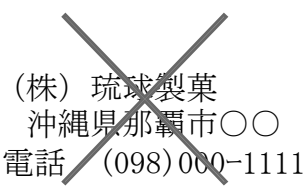
### ＜ 4 勤務先施設の長が証明する場合＞



### ＜ 6(2) 調理に関する所属団体の長の場合＞



## 【認められない印の例】

			
社印、学校印、組合印のみ			ゴム印

**調理業務従事証明書は証明者が記入するもので、受験者は記入・訂正することができません。  
訂正する場合は訂正箇所にて二重線を引き、その上に証明印と同じ印鑑を押印してください。**

氏名は、住民票や戸籍に記載された文字を受験票に採用しますので、楷書で丁寧に記入してください。

受験者が勤務している（していた）施設の名称を記入してください。

施設の所在地を記入してください。

1日何回何食分を提供しているかを記入してください。  
 (受験資格は「1日20食以上」又は「1日50食以上」です)  
 ① 1日50食以上の場合の記入例  
 朝 19食 昼 19食 夕 19食 を提供している場合  
 提供回数 1日 3回 提供食数 1日平均 57食  
 ② 1日20食以上の場合の記入例  
 朝 5食 昼 25食 夕 5食 を提供している場合  
 提供回数 1日 1回 提供食数 1日平均 25食

従事期間は証明書の証明日までに2年以上あることが必要です。  
 現在も従事している場合は、証明日を記入する。  
 従事期間に休業、休職等の期間がある場合は、除算期間に記入してください。  
 記載例の場合  
 従事期間：2年5か月 除算期間：2か月  
 合計 2年3か月

パート、アルバイト、経営者、役員等にあつては、調理業務に従事する勤務が『週3日以上かつ1週間の勤務時間の合計が24時間以上』であることが必要です。  
 「3日/週」とは1週間当たり3日勤務していることです。  
 「8時間/日」とは、1日当たり8時間勤務していることです。  
 記載例の場合の1週間の勤務時間数は3(日/週) × 8(時間/日) = 24時間となり、  
 受験資格「週3日以上かつ1週間の勤務時間の合計が24時間以上」に該当するので受験資格を満たしています。

調理業務の内容は、具体的な作業を3つ以上記載してください。  
 給食施設の開設年月日は給食施設事業開始届の給食開始年月日と一致させてください。  
 営業許可施設の許可年月日は、初年度または最新のものを記入してください。

廃業年月日は、食品衛生法施行規則第71条の2に基づく届出を行った場合のみ記入してください。

証明書に押印する印鑑については次の1から6を参考にしてください。  
 1 個人経営のレストラン等は、経営者の実印と印鑑証明  
 2 学校等(公立)は、学校長の証明(公印使用)  
 3 公立の病院、国及び地方公共団体機関は施設長の証明(公印使用)  
 4 学校法人、医療法人、社会福祉法人及び私立の幼稚園、小中学校は、理事長又は施設長(学校長等)の証明(職印を使用)  
 ・ ・ ・ 理事長之印・学校長之印等  
 5 個人病院、無認可保育園、老人ホーム等は代表者個人の実印と印鑑証明  
 6 株式会社、有限会社等は、会社の代表者に証明してもらおうのが原則なので、証明には代表者の職印(代表取締役之印、社長之印等)を必要とする。  
 何らかの理由により、職印が使えない場合は、法人印と代表取締役又は理事長若しくは支店等責任者の私印による証明でも可能とする(印鑑証明添付)。この場合、役職名と氏名を明記すること。

8 証明者「施設名」欄は  
 法人の場合：法人名(営業許可証の申請者名)  
 個人の場合：営業所の名称  
 従事証明者の氏名や施設名が、旧字体の場合は、旧字体のまま記入してください。

【記入例】

調理業務従事証明書

第2号様式(第3条関係)

従事者(受験者)	氏名 沖嶋 花子	生年月日 昭和 12年 3月 4日
施設名	沖嶋県食堂	
所在地	〒000-8010 北海道 那覇市東崎8丁目 沖嶋 9番地10号	
電話番号	(098) 888-1111	
給食施設	提供回数 1日 3回 提供食数 1日平均 57食	
施設区分	イ 魚介類販売業	
従事期間	昭和・平成(令和) 2年4月1日から 4年8月31日まで	
証明日	令和 4年 8月 31日	

当該受験者が、次のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

4 調理業務の内容  
 (飲料調製、食器処理、調理・製パン、あん・粥調製、水産食品製造及び惣菜に係る業務を除く)  
 に着る・ぬぐ、切る・切る・焼く・焼く・むく・煮る・蒸す・おろす・炒める・揚げ煮・揚げ煮・揚げる・盛り付ける、その他

開設・許可年月日 平成30年 4月 1日

廃業年月日(廃業施設のみ) 年 月 日

許可(届出) 候補所 那覇市保健所

許可(届出) 番号 第200800023号

営業許可施設は必須、簡易施設は空欄可

7 証明日 令和 4年 8月 31日

施設名 株式会社 沖嶋県

住所 沖縄県那覇市東崎10丁目11番12号

電話番号 098-890-1112

役職 代表取締役 氏名 調理 一郎

9 実印又は職印

証明者住所について、個人の実印で証明する場合は、印鑑証明書に記載された住所と一致させてください。





## 調理業務従事証明書

従事者 (受験者)	氏名		生 年 月 日	昭和 平成 令和 (西暦)	年	月	日
--------------	----	--	------------------	------------------------	---	---	---

当該従事者が、次のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

1 施設名			4 調理業務の内容				
2 所在地	〒	都道 府県	(飲料調製、食肉処理、製菓・製パン、あん類製造、水産製品製造及び製麺に係る業務を除く。)  開設・許可年月日 _____年____月____日  廃業年月日(廃業施設のみ) _____年____月____日  許可(届出)保健所 (営業許可施設は必須)  許可(届出)番号 (営業許可施設は必須・廃業施設は空欄可)				
3 電話番号	( )	—					
5 施設区分	(1) 給食施設 提供回数 1日 _____回 提供食数 1日平均 _____食 (施設の種類) ア 寄宿舍 イ 学校 ウ 病院 エ 事業所 オ 社会福祉施設 カ 介護老人保健施設 キ 矯正施設 ク 自衛隊 ケ 給食センター コ その他 ( )						
	(2) 飲食店等の営業許可施設 (施設の種類) ア 飲食店営業(喫茶店営業を除く) イ 魚介類販売業 ウ そうざい製造業 エ 複合型そうざい製造業						
6 従事期間	昭和・平成・令和 _____年____月____日から _____昭和・平成・令和 _____年____月____日まで 合計 _____年____か月(除算期間: _____年____か月) 勤務形態がパート、アルバイト等にあつては勤務日数及び時間を記入すること。 _____日/週、 _____時間/日						

7 証明日	令和 _____年____月____日						
8 証明者	施設名						9 実印又は職印
	住所						
	電話番号						
	役職		氏名				